

## お知らせ

記者発表資料 | 令和8年6月1日（月）

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

# 「国営備北丘陵公園特定運営事業」 の民間事業者の募集を開始しました

中国地方整備局は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき、令和8年3月24日に「国営備北丘陵公園特定運営事業」を特定事業として選定しました。

今般、同法第8条第1項の規定に基づき、同事業を実施する民間事業者を選定するための公募を開始します。

◆募集要項等：<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/bihoku/bosyu.html>

◆これまでの検討内容は、  
次の中国地方整備局 建政部のホームページよりご覧いただけます。  
<https://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/index.html>

### ◆事業の概要

- 事業名：国営備北丘陵公園特定運営事業
- 事業方式：PFI法第2条第6項に規定するコンセッション事業
- 事業内容：国営備北丘陵公園の管理運営

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）（平日・昼間）

建政部 都市・住宅整備課長 なか中 ふる古 あつ淳 のり法 （内線 6161）

【担当】建政部 都市・住宅整備課長補佐 うえ植 な奈 お央 こ子 （内線 6163）

## 【目的】

本事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、本公園の利用の増進と持続的な管理運営を実現するために、長期の事業期間にわたり、民間事業者に対して、本公園の運営権を設定し、入園料等の収入機会を確保するとともに、民間事業者による本公園への投資の増大や一部の公園施設の効率的な更新修繕の実現により、本公園の魅力を高め、交流人口の拡大等による地域活性化を図ることを目的とする。

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 事業方式  | コンセッション（PFI法第2条第6項に基づく公共施設等運営事業）          |
| 2. 運営権対価 | 0円  |
| 3. 事業期間  | 事業開始日～令和30年3月31日（約21年間） ※令和10年3月までは運営準備期間 |

## 4. 事業範囲

- ア 運営準備業務
- イ マネジメント業務
- ウ 企画運営業務
- エ 維持点検業務
- オ 更新修繕業務
- カ 植物管理業務
- キ 利用サービス提供
- ク イベントの企画運営及び誘致

※下線部はサービス対価の対象

## 5. 運営権者の収入

- ア 入園料及び駐車料  
運営権者において設定する
- イ サービス対価
  - ・4.アの実施に係る費用
  - ・4.イ～カの業務の実施に係る費用等から、入園料及び駐車料の見込額を差し引いて算定する
- ウ イベント手数料  
運営権者以外の第三者がイベント利用等を行う際の手数料であり、運営権者が設定する
- エ 利用サービスの利用料金  
運営権者において設定する

## 6. 運営権者の支出

- ア 事業費
  - 4.の各業務の実施に係る費用
- イ 使用料  
設置管理許可等に係る使用料
- ウ 収益還元
  - 4.キ・クの業務から得た収益の一部を、公園利用者に対する公益的なサービスに還元（使途及び収益に対する還元の割合等は運営権者が提案）

- ## 【効果】
- ① メリハリのある管理運営による、質の高いサービスの提供
  - ② 入園料等の弾力的な設定による持続的な管理運営の実現
  - ③ さらなる認知・誘客や多様な社会課題の解決への貢献